

老人保健医療受給者の皆さんへ



八月は
受給者証の更新月です

■受付期間

八月二日～十六日（土・日）

■曜日を除く

※期間内に申請し、認定された方については、八月一日に

さかのぼって一割負担となります。

更新が必要となる方は、七月二十六日に新受給者証を発送します。（更新の必要がない方は、引き続き現在の受給者証をご使用ください。）

■受付開始
八月五日から

■手続きに必要なもの

▼老人医療受給者証

▼保険証

▼限度額適用・標準負担額減額認定証（現在交付を受けている方のみ）

※入院時に手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

▼確定申告書の写し、給与源泉
泉徴収票などで収入額の確認
ができる書類

▼印鑑

▼保険証

「基準収入額適用申請」 について

医療機関で二割負担している方のうち、次の認定要件に該当する方は、申請されると一割負担となります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」 について

■認定要件

同一世帯で七十歳以上の方の収入額が、四百五十万円未満（一人）、六百三十七万円未満（二人以上）の場合

平成十六年度の市県民税が全員非課税である世帯に属する方が入院された場合、医療費（自己負担分）や入院時の食事代が減額される場合があります。

詳しくは、いきがい福祉課
（内線155）へ。

老人保健からのお願い

▼医療機関にかかるときには、保険証と老人医療受給者証を必ず見せましょう。

▼保険証が変わったときや住所が変わったときは、必ず変更届を提出してください。

参加者
募集

赤ちゃんとのふれあい体験学習

保健センターでは、中学生・高校生を対象に、赤ちゃんとふれあいながら、命の重さ・大切さを学ぶ機会として、「赤ちゃんとのふれあい体験学習」を行います。夏休み期間中の開催ですので、ぜひご参加ください。



■日時

- ① 7月26日（月）午前10時～11時30分
- ② 7月30日（金）午前10時～11時30分
- ③ 8月23日（月）午前10時～11時30分
- ④ 8月23日（月）午後 1時～ 2時30分

■場所

保健センター

■対象・定員

市内の中学生・高校生各20人程度

■持ち物

筆記用具、参加者自身の母子健康手帳

■申し込み

開催日の3日前までに電話で保健センターへ。

詳しくは、保健センター（☎ 55 2010）へどうぞ。

